

「青森県工事材料事前審査要領」新旧対照表

現 行	改 定 後
<p>第1条 (総則)</p> <p>「青森県工事材料事前審査」は、農林水産部、県土整備部に所属する公所（以下、「発注者」という。）が発注する工事（以下、「県発注工事」という。）において、工事に使用する材料のうち、汎用品材料（コンクリート製品、石材類、アスファルト混合物、生コンクリート）について、あらかじめ申請のあった材料の品質規格等を県が審査することにより、受注者が個別工事毎に発注者に提出することになっている品質規格証明書、試験成績表等の提出を不要とし事務の簡素化をはかるものである。</p> <p>本要領は、工事材料事前審査にあたり、必要な事項を定めるものである。</p>	<p>第1条 (総則)</p> <p>「青森県工事材料事前審査」は、農林水産部、県土整備部に所属する公所（以下、「発注者」という。）が発注する工事（以下、「県発注工事」という。）において、工事に使用する材料のうち、汎用品材料（コンクリート製品、石材類、アスファルト混合物、<u>アスファルト乳剤</u>、生コンクリート）について、あらかじめ申請のあった材料の品質規格等を県が審査することにより、受注者が個別工事毎に発注者に提出することになっている品質規格証明書、試験成績表等の提出を不要とし事務の簡素化をはかるものである。</p> <p>本要領は、工事材料事前審査にあたり、必要な事項を定めるものである。</p>
<p>第7条 (審査済材料の有効期間等)</p> <p>1. 石材類については、試験成績表の材料試験日から1年間とし、1年以内に岩石等採取認可期間満了となる場合は、採取認可末日までとする。</p> <p>2. コンクリート製品、生コンクリート、アスファルト混合物の有効期間は審査済書交付の日から1年間とし、1年以内に岩石等採取認可期間満了となる場合は採取認可末日までとする。また、複数の岩石等採取認可を受けている場合は、先に来る採取認可末日までとする。</p>	<p>第7条 (審査済材料の有効期間等)</p> <p>1. 石材類については、試験成績表の材料試験日から1年間とし、1年以内に岩石等採取認可期間満了となる場合は、採取認可末日までとする。</p> <p><u>また、岩石等採取認可期間の更新に伴う申請を行う場合は、試験成績表の材料試験日から1年間とする有効期間の末日までとすることができるが、複数の岩石等採取認可を受けている場合は、次に来る採取認可末日までとする。</u></p> <p>2. コンクリート製品、生コンクリート、アスファルト混合物の有効期間は審査済書交付の日から1年間とし、1年以内に岩石等採取認可期間満了となる場合は採取認可末日までとする。</p> <p><u>また、岩石等採取認可期間の更新に伴う申請を行う場合は、審査済書交付の日から1年間とする有効期間の末日までとすることができるが、複数の岩石等採取認可を受けている場合は、次に来る採取認可末日までとする。</u></p>

「青森県工事材料事前審査要領」新旧対照表

現 行	改 定 後
<p>3. アスファルト混合物のうち、国の事前審査制度により認定された混合物を製造する工場の有効期間は、青森県工事材料事前審査汎用品一覧表掲載の材料についても国の認定期間と同じとする。</p> <p>4. 審査済書の有効期間内に、材料、その他の変更により申請時と設計条件、配合等の見直しがあった場合は再申請を行うものとし、有効期間は、再交付の日から1年間とし1年以内に岩石等採取認可期間満了となる場合は、採取認可末日までとする。</p>	<p>3. アスファルト混合物のうち、国の事前審査制度により認定された混合物を製造する工場の有効期間は、青森県工事材料事前審査汎用品一覧表掲載の材料についても国の認定期間と同じとする。</p> <p><u>4. アスファルト乳剤の有効期間は、審査済書交付の日から1年間とする。</u></p> <p><u>5. 審査済書の有効期間内に、材料、その他の変更により申請時と設計条件、配合等の見直しがあった場合は再申請を行うものとし、有効期間は、再交付の日から1年間とし1年以内に岩石等採取認可期間満了となる場合は、採取認可末日までとする。</u> <u>また、岩石等採取認可期間の更新に伴う申請を行う場合は、再交付の日から1年間とする有効期間の末日までとすることができるが、複数の岩石等採取認可を受けている場合は、次に来る採取認可末日までとする。</u></p>
<p>別紙－1 青森県工事材料事前審査汎用品一覧表 材料名</p> <p>3. アスファルト合材（混合物）類</p> <p>3-1 アスファルト混合物</p> <p>3-2 再生加熱アスファルト混合物</p> <p>3-3 アスファルト乳剤類</p>	<p>別紙－1 青森県工事材料事前審査汎用品一覧表 材料名</p> <p>3. アスファルト合材（混合物）類</p> <p>3-1 アスファルト混合物</p> <p>3-2 再生加熱アスファルト混合物</p> <p>3-3 アスファルト乳剤類</p> <p><u>4. アスファルト乳剤</u></p> <p><u>4-1 アスファルト乳剤</u></p>

「青森県工事材料事前審査要領」新旧対照表

現 行	改 定 後
<p>4. 生コンクリート類 4-1 生コンクリート 4-2 生コンクリート (高炉B)</p> <p>留意事項</p> <p>3. アスファルト合材 (混合物) 類 1) 一般・産業廃棄物、下水道汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した溶融スラグ等を使用する場合はJIS A 5032の有害物質の溶出量と含有量の基準を満たしていることのほか溶融スラグの品質諸元を明らかにする資料を提出すること。また、原材料に廃ガラスを使用する場合は、ロットごとに廃ガラスを均一に攪拌し、抽出したサンプルの溶出量試験、含有量試験を実施し「環境庁告示第46号」(土壌の汚染に係る環境基準)及び土壌汚染対策法の基準を満たしていることのほか廃ガラスの品質諸元を明らかにする資料を提出すること。</p> <p>4. 生コンクリート類</p> <p>この要領は、一部改定し平成30年4月1日から施行する。</p>	<p><u>5.</u> 生コンクリート類 <u>5-1</u> 生コンクリート <u>5-2</u> 生コンクリート (高炉B)</p> <p>留意事項</p> <p>3. アスファルト合材 (混合物)類 1) 一般・産業廃棄物、下水道汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した溶融スラグ等を使用する場合はJIS A 5032の有害物質の溶出量と含有量の基準を満たしていることのほか溶融スラグの品質諸元を明らかにする資料を提出すること。また、原材料に廃ガラスを使用する場合は、ロットごとに廃ガラスを均一に攪拌し、抽出したサンプルの溶出量試験、含有量試験を実施し「環境庁告示第46号」(土壌の汚染に係る環境基準)及び土壌汚染対策法の基準を満たしていることのほか廃ガラスの品質諸元を明らかにする資料を提出すること。</p> <p><u>5.</u> 生コンクリート類</p> <p>この要領は、一部改定し<u>令和3年4月1日</u>から施行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1条にアスファルト乳剤を追加した。 ・第7条にアスファルト乳剤の有効期間と、岩石等採取認可期間の更新に伴う申請を行う場合の有効期間を明記した。 ・別紙-1「青森県工事材料事前審査汎用品一覧表」の材料名を一部変更し、溶融スラグ入り再生加熱アスファルト混合物が、汎用品一覧表から削除となったため、留意事項から関連する内容を削除した。
附 則	附 則

「青森県工事材料事前審査要領の運用」新旧対照表

現 行	改 定 後
<p>1. (2) 材料別添付資料</p> <p>A コンクリート製品</p> <p>1) 産業標準化法第30条により認証表示許可された製品を製造する工場の場合。</p> <p>① 適合性認証書の写し（付属書、認証の継続を証明できる資料等を含む）</p> <p>② 規格表等（形状図、規格表、配筋表、寸法許容差）</p> <p>③ 規格寸法検査結果表―「規格等」毎に提出（1規格以上）</p> <p>④ 曲げ試験検査結果表―「規格等」毎に提出（1規格以上）</p> <p>⑤ 使用骨材採取に係る岩石等採取計画認可書の写し</p> <p>2) 産業標準化法第30条により認証表示許可された製品の製造が無い工場の場合。</p> <p>① 規格表等（形状図、規格表、配筋表、寸法許容差）</p> <p>② 品質管理基準（原材料管理、生コンクリート管理、工場組織図等）</p> <p>③ 生コンクリート配合表（示方配合、現場配合）</p> <p>④ 生コンクリート品質管理表（スランプ、空気量、圧縮強度）―申請直近の月</p> <p>⑤ 規格寸法検査結果表―「規格等」毎に提出（1規格以上）</p> <p>⑥ 曲げ試験検査結果表―「規格等」毎に提出（1規格以上）</p> <p>⑦ 製造管理自主評価表</p> <p>⑧ 使用骨材採取に係る岩石等採取計画認可書の写し</p>	<p>1. (2) 材料別添付資料</p> <p>A コンクリート製品</p> <p>1) 産業標準化法第30条により認証表示許可された製品を製造する工場の場合。</p> <p>① 適合性認証書の写し（付属書、認証の継続を証明できる資料等を含む）</p> <p>② 規格表等（形状図、規格表、配筋表、寸法許容差）</p> <p>③ 規格寸法検査結果表―「規格等」毎に提出（1規格以上）</p> <p>④ 曲げ試験検査結果表―「規格等」毎に提出（1規格以上）</p> <p>⑤ 使用骨材採取に係る岩石等採取計画認可書の写し</p> <p><u>ただし、岩石等採取計画認可期間の更新に伴う申請を行う場合は、上記のうち①から④を除き⑤を添付する。</u></p> <p>2) 産業標準化法第30条により認証表示許可された製品の製造が無い工場の場合。</p> <p>① 規格表等（形状図、規格表、配筋表、寸法許容差）</p> <p>② 品質管理基準（原材料管理、生コンクリート管理、工場組織図等）</p> <p>③ 生コンクリート配合表（示方配合、現場配合）</p> <p>④ 生コンクリート品質管理表（スランプ、空気量、圧縮強度）―申請直近の月</p> <p>⑤ 規格寸法検査結果表―「規格等」毎に提出（1規格以上）</p> <p>⑥ 曲げ試験検査結果表―「規格等」毎に提出（1規格以上）</p> <p>⑦ 製造管理自主評価表</p> <p>⑧ 使用骨材採取に係る岩石等採取計画認可書の写し</p> <p><u>ただし、岩石等採取計画認可期間の更新に伴う申請を行う場合は、上記のうち①から⑦を除き⑧を添付する。</u></p>

「青森県工事材料事前審査要領の運用」新旧対照表

現 行	改 定 後
<p>B 石材類</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 試験成績表（書）（公的機関による試験） ② 岩石等採取計画認可書の写し <p>C アスファルト混合物</p> <p>1. 国の事前審査制度により認定された混合物を製造する工場の場合。（但し国の認定品に、県の汎用品一覧表に掲載されている材料が含まれている場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① アスファルト混合物事前審査認定証の写し ② 青森県の工事材料事前審査アスファルト混合物総括表（様式—2） ③ 使用骨材採取に係る岩石等採取計画認可書の写し <p>2. その他の工場の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 骨材試験結果表 ② 歴青材料試験成績表 ③ アスファルト混合物配合表（実施配合、プラント配合、現場配合） ④使用骨材採取に係る岩石等採取計画認可書の写し 	<p>B 石材類</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 試験成績表（書）（公的機関による試験） ② 岩石等採取計画認可書の写し <p><u>ただし、岩石等採取計画認可期間の更新に伴う申請を行う場合は、上記のうち①を除き②を添付する。</u></p> <p>C アスファルト混合物</p> <p>1. 国の事前審査制度により認定された混合物を製造する工場の場合。（但し国の認定品に、県の汎用品一覧表に掲載されている材料が含まれている場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① アスファルト混合物事前審査認定証の写し ② 青森県の工事材料事前審査アスファルト混合物総括表（様式—2） ③ 使用骨材採取に係る岩石等採取計画認可書の写し <p>2. その他の工場の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 骨材試験結果表 ② 歴青材料試験成績表 ③ アスファルト混合物配合表（実施配合、プラント配合、現場配合） ④使用骨材採取に係る岩石等採取計画認可書の写し <p><u>ただし、岩石等採取計画認可期間の更新に伴う申請を行う場合は、上記のうち①から③を除き④を添付する。</u></p> <p><u>D アスファルト乳剤</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① アスファルト乳剤試験成績表

「青森県工事材料事前審査要領の運用」新旧対照表

現 行		改 定 後	
	<p>D 生コンクリート</p> <p>① レディーミクストコンクリート配合報告書（配合計算書含む）</p> <p>注）塩化物含有量の計算書を添付する。 全塩化物イオン量が 0.30kg/m³を超える場合は、事前審査対象外である。また、JIS A 5308の付属書 B.2a）によりアルカリシリカ反応抑制策をおこなっている場合はアルカリ総量計算書を添付する。</p> <p>② 日本産業規格表示認証書の写し （認証の継続を証明できる資料等を含む）</p> <p>③ 全国品質管理監査会議の統一基準に基づく監査合格書がある場合はその写し</p> <p>④ 使用骨材採取に係る岩石等採取計画認可書の写し</p>		<p>E 生コンクリート</p> <p>① レディーミクストコンクリート配合報告書（配合計算書含む）</p> <p>注）塩化物含有量の計算書を添付する。 全塩化物イオン量が 0.30kg/m³を超える場合は、事前審査対象外である。また、JIS A 5308の付属書 B.2a）によりアルカリシリカ反応抑制策をおこなっている場合はアルカリ総量計算書を添付する。</p> <p>② 日本産業規格表示認証書の写し （認証の継続を証明できる資料等を含む）</p> <p>③ 全国品質管理監査会議の統一基準に基づく監査合格書がある場合はその写し</p> <p>④ 使用骨材採取に係る岩石等採取計画認可書の写し <u>ただし、岩石等採取計画認可期間の更新に伴う申請を行う場合は、上記のうち①から③を除き④を添付する。</u></p>
様式-2	工事材料事前審査 アスファルト混合物 総括表 コード番号	様式-2	工事材料事前審査 アスファルト混合物 総括表 <u>審査番号</u>
附 則	この運用は、一部改定し令和2年4月1日から施行する。	附 則	この運用は、一部改定し <u>令和3年4月1日</u> から施行する。 <ul style="list-style-type: none"> ・岩石等採取計画認可期間の更新に伴う申請を行う場合は、申請書に採取計画認可書の写しのみを添付することを明記した。 ・アスファルト乳剤の項目を追加した。 ・様式-2の表中のコード番号を審査番号に変更した。